

と結びつきが強いことである。各子牛市場と肥育産地との関係は固定化される傾向が強く、その意味で市場の分断化が進んでいるといえる。特定子牛の血統、すなわち但馬牛の生産地域では優秀な肥育産地の間に熾烈な引き合いが行われ、高い価格形成が達成できる。

二つは、先進産地では、優良精液の独占的利用を通じて利益を確保している。こうした中で、子牛産地は産地の状況に合わせた生産構造ではなく、但馬牛に収斂するという一律的な生産構造を作り上げた。また但馬牛の生産を維持するため、外部からの繁殖素牛導入を余儀なくされ、大きな負担を強いられている。しかし最近、枝肉価格形成の変化を背景に、但馬牛の需要が低下し、時代に合う和牛子牛が求められるようになった。それは品質・体積がともに確保できる血統の子牛である。こうして今までとは違う新しいタイプの産地が出現しており、閉鎖的和牛改良の反省から様々な事業が展開されうる社会諸条件も整っている。

今日の社会・経済的状况を考えたとき、閉鎖的和牛改良の見直しと子牛市場の再編がますます加速化していくものと思われる。

第 1850 回（5 月 15 日）

遺伝子組換え食品に関する意識調査 ——多民族国家マレーシアの事例——

石田 章

急激な人口増加と所得水準の向上に伴って、発展途上国の食料需要は急拡大していくと予想されている。しかし、森林伐採などの環境破壊を回避しつつ耕地面積の外延的拡大を図ることは極めて困難である。それ故に、何らかの農業技術革新が起こらない限り、途上国の食料問題は解決されない可能性が高い。こうした状況を打開する切り札として、最近、遺伝子組換え（GM, genetically modified）技術が脚光を浴びている。なぜな

らば、有用遺伝子を植物体に導入することによって、耐病性などの栽培特性の向上とそれに伴う農産物の増収が見込まれることに加えて、特定の栄養分を豊富に含む農産物を生産することが技術的に可能となったからである。

しかし、こうした GM 技術の有用性にもかかわらず、先進国では一部の科学者や消費者団体などから、GM 食品の安全性に関する懸念が噴出している。この結果、科学者間のみならずマスメディアにおいても、GM 食品の安全性に関する議論が活発に行われている。ところが、GM 技術を推進する一つの根拠として途上国における食料問題の解決があげられていながら、途上国の消費者の意向は、先進国における GM 食品を巡る議論からほぼ完全に抜け落ちている。こうした背景には、途上国では、GM 食品の安全性に関する議論が活発でないことに加えて、GM 食品に対する一般消費者の受容性（acceptance）について殆ど調査が行われていないことがある。

そこで本報告では、こうした事情を踏まえて途上国であるマレーシアを一事例として取り上げ、GM 食品に対する消費者の受容性について分析することを目的とした。先行研究の結果を参照しつつ、次に述べる三つの仮説を提示した。

仮説 1：マレー人の方が華人よりも GM 食品への抵抗感強い（民族による要因）

仮説 2：女性の方が男性よりも GM 食品に対する抵抗感強い（性別による要因）

仮説 3：GM 技術に関する知識が豊富な者ほど、GM 食品に対する抵抗感は小さい（知識量による差）。

学生に対する面接調査から得られたデータを分析した結果、次のような結論が得られた。

①華人の場合、GM 技術に関する知識が豊富な者ほど、GM 食品への抵抗感は小さく、かつ GM 技術の有用性を期待する者が多かった。しかしマレー人のデータからは、このような関係は見出されなかった。つまり、仮

説3は華人のケースのみで成立した。

②華人の場合、男女間にGM食品に対する抵抗感およびGM技術に関する知識量に明瞭な差はなかった。一方、マレー人の場合には、明らかに女性の抵抗感が強かった。このことから、仮説2はマレー人では成立するものの、華人では成立しないといえる。

③マレー人女性のGM食品への抵抗感が際立って強いという結果が得られた。ただし、華人に比べて概してGM技術に関する知識が乏しいマレー人男性については、GM食品に対する抵抗感について、華人との間に明瞭な差は認められなかった。このことは、仮説3が部分的にしか成立しないことに加えて、GM技術に関する知識量の差以外の要因がGM食品の受容性に大きな影響を及ぼしていることを示唆している。

④上記③の結果は、単なる消費者の啓蒙だけではGM食品が普及しない可能性を示唆している。

第1851回（5月22日）

農業・農村の多面的機能と その政策適用について

嘉田 良平

1. 「多面的機能」論の背景と意義

食料・農業・農村基本法の重要な柱として、農業・農村の有する多面的機能が内外から注目されている。いうまでもなく、この多面的機能とは、農業生産（農産物供給）以外の、市場からその対価を支払われることのない役割であり、経済学的には外部経済効果として発現する諸機能を指す。

多面的機能論が登場してきた背景なり意義について、次の3点を指摘しておきたい。第1に、この多面的機能がWTO（世界貿易機関）次期農業交渉の一つの重要な争点として、日本提案の中に明確に位置づけられていることである。第2に、OECDその他の国際機

関において新たな国際農業政策の枠組みづくりとの関連で、その概念の整理と政策的含意の検討が進められつつあることである。第3に、わが国では1999年に食料・農業・農村農基法が制定され、翌年の同基本計画、それらに基づく新たな農業環境政策や直接支払い制度の導入などの政策展開がみられるが、これらはいずれも多面的機能に深く関連する政策として位置づけられる。

2. 多面的機能の類型と経済学的特質

この農業・農村の多面的機能の内容であるが、通常、次のように分類される。それらは、①食料安全保障機能（量的・質的側面があり、資源の劣化問題等も含む）、②国土保全機能（水源かん養、土砂・土壌流出防止、その他の防災機能など）、③環境保全機能（生物生態系保全、生物多様性の確保、水質浄化機能など）、④景観・アメニティー（空間）提供機能、そして⑤農村文化・伝統継承機能などである。

これらの多面的機能は、国や地域ごとの諸条件に応じてそのあり方や重要性は大きく異なるが、環境（公共）経済学的には次の3つの共通する性質を有している。

第1に、多面的機能には取引可能な市場（したがって市場価格）が存在せず、農業生産による外部経済（不経済）効果として発現することである。したがって、市場の失敗が起こりやすい財あるいはサービスであると言える。第2に、これらは非競合性と非排除性という性格を有することから、公共財として位置づけられることである。ただし、その受益範囲は特定の地域内に限定されることが多く、その意味では必ずしも純粋公共財ではなく、地域公共財としての性格が強いと言えるであろう。第3の特質は、結合性（jointness）である。つまり、これらの多面的機能は農業生産と密接不可分であり、両者は一体的に生産されることが多いということを意味している。

3. OECDにおける多面的機能をめぐる主要論点

これら三つの性質について、OECDでは1998年の大臣会合以来、多面的機能の概念規定とその政策上の意味に関して専門家によりさまざまな検討がなされてきた（詳しくは、